

平成 27 年度高知市行財政運営方針

平成 27 年 4 月
総務部
財務部

1 基本方針

(1) 平成 27 年度行財政運営の基本方針

- ① 「地方創生によるにぎわいと安心のまちづくり」を目標に、「高知市総合計画第 2 次実施計画」に搭載された施策・実施事業の着実な推進に努めるとともに、我が国が直面している人口減少の歯止めと地域経済の活性化を図るために「高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に取り組むこととする。特に、総合計画の基本計画については、10 年間の計画としているが、東日本大震災以前の策定であることに加え、特定の部分に関して総合計画の上位に位置付けられるアンブレラ計画としての「高知市強靱化計画」や地方創生を踏まえた「高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図るため、5 年目を迎える基本計画の見直しを進めることとする。
- ② 喫緊の課題である南海トラフ地震対策では、施策の推進方針や重要業績指標を示した「高知市強靱化アクションプラン」とともに、施策の具体的な取組内容や重要業績指標の目標値を掲げた「高知市強靱化アクションプラン」を策定することとしており、それらを踏まえた上で、具体的な事業に取り組むこととする。また、市民の命を守る対策を最優先に位置付け、津波避難路及び避難場所の整備、ライフラインの安全対策や公共施設の耐震化等のハード対策、さらに、自主防災組織の育成・活動活性化や防災教育のほか、復旧・復興計画や収容避難所への食糧や水を含む生活必需品等の備蓄及び避難行動要支援者対策などのソフト対策に全庁を挙げて取り組むこととする。
- ③ 子ども・子育て対策では、平成 27 年 4 月から始まる新制度を踏まえた「高知市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所・認定こども園・幼稚園等での給付サービスや、保育所に加え認定こども園・幼稚園等での同時入所第 2 子保育料の無償化を拡充するなど、各種子ども・子育て支援事業を提供することにより、将来の本市を担う子どもたちのための子育て支援・少子化対策等に取り組むこととする。また、子どもの貧困対策については、今後の国の動向に留意することとする。
- ④ 地方交付税など国の地方財政対策や市税収入の動向が不透明であり、今後も慎重な財政運営が求められていることから、市政は「市民の信託」により成り立っているという意味の重さを十分認識し、将来の世代に負担を先送りしない、健全で持続可能な財政基盤の確立を目指して、引き続き行財政改革の推進に傾注することとする。
 - ・ 時間外勤務命令の徹底や業務効率化等による時間外勤務の縮減
 - ・ 事業のスクラップアンドビルドの推進
 - ・ 市税等徴収率の向上・新たな収入の確保への取組
- ⑤ 国の内示等のタイミングなど、国や県の動向に十分留意し、時機を逸することなく工事発注等を行うこととする。
- ⑥ 南海トラフ地震に対する対策など、国の動向に留意し、本市の財政に対する影響を把握し、必要に応じて補正予算を編成するなどの取組を的確に行うこととする。

(2) 平成 27 年度予算編成

平成 27 年度予算編成のテーマ	
南海トラフ地震対策を最重点課題とし、財政健全化と地方創生関連の施策や総合計画第 2 次実施計画に搭載した施策を着実に推進する予算を確保	
「地方創生によるにぎわいと安心のまちづくり」を目標に、総合計画に掲げる 6 つの施策の大綱と関連付けた施策・事業の推進	将来を見通した安定的な財政運営を基本として、さらなる財政健全化に取り組むとともに、国の地方創生に関する動向を注視しながら、総合計画第 2 次実施計画に搭載された施策・実施事業を着実に推進するための予算を確保

- 平成 27 年度は 11 億円前後の財源不足が見込まれる中、国の補正予算等の有利な財源を積極的に活用し、縣市連携の下、人口減少の歯止めと地域経済の活性化を図るための地方創生関連施策とともに、南海トラフ地震対策をはじめとする地域に密着した公共事業や子ども・子育て関連など市民の安全・安心につながる施策予算を確保

予算規模比較

(単位:百万円)

	26年度 a	27年度 b	増減 b-a	伸率
一般会計	(145,300) 148,300	(149,900) 150,900	(4,600) 2,600	(3.17%) 1.75%
特別会計	(94,135) 94,135		(3,130) 3,130	(3.33%) 3.33%
小計	(239,435) 242,435	(247,165) 248,165	(7,730) 5,730	(3.23%) 2.36%
水道・公共下水道 事業会計	(32,578) 32,578		(-907) -907	(-2.78%) -2.78%
総計	(272,013) 275,013	(278,836) 279,836	(6,823) 4,823	(2.51%) 1.75%
重複額	13,532	14,767	1,235	9.13%
純計	(258,481) 261,481	(264,069) 265,069	(5,588) 3,588	(2.16%) 1.37%

一般会計性質別歳出比較

(単位:百万円)

	26年度 a	27年度 b	増減 b-a	伸率
人件費	20,225	20,635	410	2.03%
扶助費	49,102	48,836	-266	-0.54%
公債費	(23,915) 26,915	(22,864) 23,864	(-1,051) -3,051	(-4.39%) -11.34%
その他消費	35,741	37,294	1,553	4.35%
消費計	(128,983) 131,983	(129,629) 130,629	(646) -1,354	(0.50%) -1.03%
投資的経費	16,317	20,271	3,954	24.23%
総計	(145,300) 148,300	(149,900) 150,900	(4,600) 2,600	(3.17%) 1.75%

※上段()書きは、満期一括償還による影響額を除いた数値

(3) 平成 27 年度予算と財政状況

- 喫緊の課題である南海トラフ地震対策として、避難路、避難施設整備、本庁舎等公共施設、学校・保育所の耐震化など、さらなる財政支出が想定される状況
- 子ども・子育て対策として、平成 27 年 4 月から始まる新制度を踏まえ、将来の本市を担う子どもたちのための子育て支援・少子化対策など、さらなる充実が求められる状況
- 市税、地方交付税など今後の一般財源の推移を基に財政収支見通しを試算した場合、平成 27 年度からの今後 5 年間で 46 億円前後の財源不足が見込まれる状況
- ◎ **地方創生関連をはじめとする国の補正予算等の有利な財源を積極的に活用し、市民の安全・安心につながる財源は一定確保できたが、都市部に比べ景気回復が鈍い本市経済状況の下、固定資産税を中心とした市税収入が減収になると見込む一方で、地方交付税など国の地方財政対策の動向が不透明であり、財源的には不確定要素が残る状況**
- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく実質公債費比率や将来負担比率等の数値の推移を注視し、今後の財政運営への影響を最小限にとどめる取組が必要
- ◎ **予算を漫然と執行することなく、市民の求める真に必要なサービスを最少のコストで提供する観点から、常に見直しを行うとともに、計画的・効率的かつ適正な執行に、より一層努める**

2 重点事項

(1) 地方創生への取組

- ・ 縣市連携の下、人口減少の歯止めと地域経済の活性化を図るための高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

(2) 南海トラフ地震対策

- ・ 高知市強靱化計画や強靱化アクションプランの策定及びそれらを踏まえた具体的事業と実現に向けた財源調整の取組
- ・ 新たな津波被害想定を踏まえた、復旧・復興計画の策定や収容避難所への備蓄の取組
- ・ 津波から逃げる対策として津波避難路や津波避難タワー等避難施設の整備や避難計画の策定
- ・ 学校、保育園や庁舎等の公共施設、ライフラインなどの耐震化促進に向けた取組
- ・ 津波避難対策など地域の自主防災組織の育成・活動活性化に向けた取組
- ・ 防災リーダー、防災士の育成への取組
- ・ 高齢者世帯等に対する家具転倒防止対策支援の拡充

(3) 子ども・子育て対策

- ・平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度における保育所・認定こども園・幼稚園等での給付サービスの取組
- ・子どもの貧困対策に向けた取組
- ・保育所に加え認定こども園・幼稚園等での同時入所第 2 子保育料無償化の拡充に向けた取組

(4) 健全な財政運営の取組

- ・平成 27 年度で見込まれる 11 億円前後の財源調整が必要
- ・アウトソーシングの着実な実施及び行革大綱に基づく行政改革第 1 次実施計画の着実な推進
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政指標の改善に対応
- ・時間外勤務命令の徹底や業務効率化等による時間外勤務の縮減

(5) 重点施策

○地方創生

- ・地方創生関連交付金（地方消費喚起・生活支援型）を活用し、地域消費の拡大、地域経済の活性化及び子育て世帯の経済的負担の軽減に向けた取組
- ・地方創生関連交付金（地方創生先行型）を活用し、高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

○総合計画の施策の大綱で掲げた六つの環

【共生の環】

- ・全庁を挙げたガイドラインに基づく部局別業務継続計画（BCP）の策定
- ・津波避難対策など地域の自主防災組織の育成・活動活性化に向けた取組
- ・災害発生時の中山間地域と災害対策本部における情報共有体制構築の推進
- ・災害から市民の生命・財産を保護することを目的とした防災行政無線構築の充実・強化
- ・避難行動要支援者の災害時における支援を円滑に行う体制整備の推進
- ・自転車と公共交通の利用促進による温室効果ガス排出量削減に向けた取組
- ・事業所の移転や新增設時における設備更新に伴う温室効果ガス排出量削減に向けた取組
- ・人権を尊重する社会づくりのための「高知市人権教育・啓発推進実施計画」の推進

【安心の環】

- ・要介護状態の維持改善及び自立、介護者の負担の軽減を目指した第 6 期介護保険事業の推進
- ・高齢者の活躍の場の創出や介護予防を目指した、こうち笑顔マイレージ制度の推進
- ・生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者を包括的に支援を行う取組
- ・都道府県国保への移行に伴う制度改正に向けた取組
- ・消費税率引上げに伴う低所得者層への影響緩和に向けた臨時福祉給付金給付の取組
- ・へき地診療所の移転に向けた整備促進

【育みの環】

- ・子ども・子育て支援新制度を踏まえた高知市子ども・子育て支援事業計画に基づき、質の向上や量の拡充を図ることにより、子ども・子育て支援を総合的に推進
- ・保育所に加え認定こども園・幼稚園等での同時入所第 2 子保育料無償化の拡充に向けた取組
- ・消費税率引上げに伴う子育て世帯の負担軽減に向けた子育て世帯臨時特例給付金給付の取組
- ・対象児童が小学校 6 年生まで拡大された放課後児童クラブ専用棟整備に向けた取組
- ・学校施設・保育園の耐震化、安全対策への取組
- ・中学校給食の実施に伴い必要となる給食センター整備に向けた調査及び基本構想の策定
- ・新図書館等複合施設の整備推進

【地産の環】

- ・地産・地消に加え、地産・外商に向けた取組の推進
- ・縣市連携の下、県産業振興計画に登載されている施策・事業に向けた取組の推進

- ・春野町仁ノ地区・西畑地区の湛水被害軽減に向けた排水対策の取組
- ・春野漁港の台風や南海トラフ地震対策に向けた取組
- ・企業流出防止と新たな企業誘致を目指した新産業団地開発の推進
- ・雇用情勢等の改善を図るため、雇用拡大、賃上げ、定着率の向上、処遇改善などに向けた取組

【まちの環】

<都市計画>

- ・持続可能なコンパクトなまちづくりを目指した立地適正化計画の策定
- ・低未利用地を活用し、民間と官が連携した基盤整備を行うことにより地域の活性化を図る取組

<都市機能・基盤対策>

- ・防災性の向上や住環境の改善に向けた旭駅周辺地区の整備促進
- ・「高知市中心市街地活性化基本計画」に掲げた施策・事業の着実な推進
- ・災害等拠点施設の輸送路確保等に向けた高知駅秦南町線街路の整備促進
- ・県や関係市町村、事業者等との連携による公共交通活性化に向けた取組
- ・愛宕町北久保線・曙町西横町線・鴨部北城山線の新たな3路線の整備促進
- ・5年に一度の点検により、老朽化が進む橋梁の安全性の確保と財政負担の軽減を図る取組

<住宅対策>

- ・南海トラフ地震に備えた、木造住宅耐震化、老朽住宅除却、住宅塀改修の支援推進
- ・高知市営住宅再編計画に基づき、老朽化した市営住宅建替えの推進

<災害対策>

- ・津波避難路・避難施設の整備や津波避難ビルの指定、資機材の整備
- ・発災後の災害廃棄物処理の実効性を高めるため、災害廃棄物処理計画に掲げる事前対策の推進
- ・新庁舎建設に向けた本庁舎の解体や仮庁舎等の整備
- ・南海トラフ地震に向けて、地域の防災拠点となる鏡庁舎及び春野庁舎の機能向上の推進
- ・南海トラフ地震等への備えとした、(仮称)北消防署をはじめとする消防署所・分団等の効果的な配置及び建設の推進
- ・下水道施設の地震対策や北江ノ口雨水貯留管築造工事など雨水対策の推進
- ・南海トラフ地震等に備え、水道施設の耐震性機能の強化や災害発生時の応急給水施設の整備促進
- ・老朽化や増加する火葬件数に対応するため、斎場の整備促進

【自立の環】

- ・東日本大震災前に策定した総合計画について、現状との整合性を図るための改訂に向けた取組
- ・公共施設の適正な配置や効率的な管理運営に向けた公共施設マネジメントの推進
- ・改正地方公務員法施行に向けた新たな人事・給与制度構築への取組
- ・地域課題に対応した持続可能な社会形成を目指した地域コミュニティ再構築への取組

(6) 信頼される市政の確立

○ 組織改革，人事制度改革，職員の意識改革への徹底した取組

- ・組織マネジメントの向上を図り，組織内目標の達成に向けた取組
- ・行政課題の解消に向けた組織間の連携
- ・人事考課制度による職員の能力向上
- ・正職員，臨時職員ともに，全職員の倫理意識の徹底による不祥事の防止
- ・接遇研修や各部局毎の接遇リーダーを中心とした接遇好感度向上への取組

○ 公金の取扱いに関する指針等に基づく継続的かつ適切な点検の実施による資金等の管理の徹底

○ 不祥事の防止につなげる様々な改善策の徹底

○ 不当要求行為に対する組織としての毅然とした対応の徹底

○ 個人情報保護，情報管理の徹底と情報セキュリティポリシーに基づく適正な運用の徹底

○ 高知市公共調達条例の基本理念に則った入札・契約事務の執行

- ・入札・契約手続きにおける公平性，公正性，競争性，透明性の確保・向上
- ・契約の目的に応じた適切かつ適正な仕様の作成及び予定価格の設定

- ・ 調達する物やサービスの品質と適正な履行の確保
- ・ 公正労働基準の確保や地域経済の発展等の社会的価値への配慮
- 基本的な事務処理方法等での定期監査指摘の改善への徹底した対応
- 機構改革等に伴う所管事務の再度の確認及び適正な事務処理の徹底
- 計画・方針・事業などの進行管理の徹底
- 平成 27 年度下期からの仮庁舎への移転に伴う対応
 - ・ 住民サービスの低下を招かないために移転に対する周知等の徹底
 - ・ 移転時における重要書類等の紛失防止など適正な管理の徹底

(7) 収支動向・予算執行管理等の適正化

- 地方交付税等，地方財政対策や経済対策など，国・県の動向への留意
- 国・県補助負担金の要望・申請の遺漏等による歳入欠陥や過年度払の発生防止の徹底

(8) 事業実施に当たっての留意事項

(まちづくり方針・事業計画等)

(行政事務等)

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ○ 安全で安心なまちづくり | ○ 部局内ミーティングの徹底 |
| ○ 強靱化計画・強靱化アクションプランの推進 | ○ 関連部局との調整 |
| ○ 第 2 次実施計画の着実な実施 | ○ 公正・公平・透明性の確保 |
| ○ 定数管理計画の着実な実施 | ○ 説明責任と住民対応 |
| ○ 南海トラフ地震対策業務継続計画の推進 | ○ 行政手続法・条例の適切な運用 |
| ○ 地域アクションプランへの対応 | ○ パブリックコメントへの対応 |
| ○ 新市まちづくり計画の着実な実施 | ○ 事業の進行状況の適切な報告 |
| ○ 過疎自立促進計画の着実な実施 | ○ 県との連携調整 |
| ○ 山村振興計画の着実な実施 | ○ 事務事業見直しの着実な実施 |
| ○ 子ども・子育て支援事業計画の着実な実施 | |
| ○ 地域福祉活動推進計画の推進 | |
| ○ 高齢者保健福祉計画・介護事業計画の着実な実施 | |
| ○ 障害者計画・障害福祉計画の着実な実施 | |
| ○ 地域コミュニティの再構築 | |
| ○ 女性の視点の活用 | |
| ○ 市民参画・協働によるまちづくり | |
| ○ ユニバーサルデザインの視点 | |
| ○ 環境負荷の軽減 | |
| ○ 地産地消・地場産品の使用 | |
| ○ 観光振興計画の推進 | |
| ○ 桂浜公園整備基本構想の推進 | |
| ○ 都市計画マスタープラン（地域別構想）の活用 | |
| ○ 市営住宅再編計画の推進 | |
| ○ 公共施設マネジメント基本方針の推進 | |

3 予算執行に関する基本方針

(1) 歳入に関する事項

○ 全般

- ・ 歳入の早期確保と未収金の解消に努める。市税等賦課客体を正確に捕捉するとともに，徴収率向上に努め，市民負担の公平を期する。
- ・ 繰越調定の遺漏や，過年度で調定収入することのないよう適正を期する。
- ・ 土地の分割や随意契約などの手法も取り入れて未利用地の売払いや貸付け，広告収入の確保を積

極的に進める。

- ・新エネルギー関連の歳入確保を進める。
- ・平成 27 年 4 月から債権管理条例が施行されることに伴い、債権管理室との連携の下、一層の市債権の管理・回収の適正化を図る。

○ 使用料・手数料等

- ・法令、制度で定められている基準、他都市での負担の実態等を把握し、原価と受益者負担及び公共負担との関係を明らかにし、適正な受益者負担の基準を設定するとともに、捕捉漏れのないように、適正な収入を確保する。

○ 国・県支出金

- ・要望、申請、変更申請等の手続について、時機を失したり、遺漏することのないよう留意する。また、過少申請等により本来の補助金額の交付が受けられなくなるような事態とならないよう留意する。なお、子ども・子育てなどの制度改正に伴うものについては特に留意すること。

○ 財産収入

- ・広告収入の確保や定期借地権を利用するなど財産貸付基準の見直し等により新たな財源の確保を図る。
- ・広報やホームページ等を利用した売り払い可能財産の周知に努め、財産等の売り払いを積極的に進める。

○ 市債

- ・実質公債費比率や将来負担比率改善に向けて、発行抑制に努めるとともに、プライマリーバランスに留意し、将来世代への多大な負担とならないよう影響を最小限にとどめる。

(2) 歳出に関する事項

○ 業務の適正な執行

- ・年間業務工程の把握と目標管理による業務進行の適正化を図る。
- ・本来工事で執行すべきものを意図的に分割して修繕や手数料で執行しないよう留意する。
- ・国の補正予算を積極的に活用し、平成 26 年度に地方創生関連事業や公共事業を一部前倒したことを受け、早期発注に留意するとともに、真にやむを得ないものを除き、事業費の翌年度への繰越は慎む。
- ・工事、役務、物件等の調達にあたっては、入札・契約制度基本方針及び高知市公共調達基本条例の理念に基づき、契約手続における公平性、透明性・競争性を確保するとともに、社会的価値の実現や、市民の福祉の向上及び経済の健全な発展に配慮した公共調達に努める。
- ・入札・契約手続の公正性を害する行為（入札情報の漏洩、談合行為及び働きかけ等）に対しては厳正に対処する。
- ・支払手続に際しては、検収書類等の精査について厳正に対処する。
- ・委託業務や工事などの仕様書・設計書等の作成に際して、資材・労務単価の上昇や消費税率引上げに伴う影響額を適正に反映させる。また、建物清掃業務等予定価格の積算基準が統一されている業務においては、当該基準に基づく的確な価格の設定を行う。
- ・障害者の社会参加や高齢者の就業支援、防災関連事業における企業の取組を促す観点から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を適用した随意契約による調達に当たっても、十分に考慮する。
- ・マイナンバー制度導入に向けて着実に準備を進める。

○ 食糧費

- ・懇談会等への食糧費の支出は、懇談会支出台帳を各課で整備し、情報公開センターに回付して、公開する。

○ 補助金・負担金

- ・交付に際しては、補助金等交付基準に基づき、補助の目的、効果などを勘案し交付決定を行うとともに、補助対象外経費が含まれていないことを確認する。
- ・補助効果を検証するとともに、業務内容を精査し、必要な見直しは積極的に行う。